パブリックコメント手続(町民意見公募手続)の実施結果について

1. 概要

意見を募集した政策等の名称:白老町自治基本条例 検証結果報告書(案)

意見提出期間:令和4年3月1日(火)~令和4年3月31日(木)

意見提出者数:2名 意見 件数:15件

2. 提出された意見とそれに対する町の考え方

	提出されたご意見	ご意見に対する町の考え方			
	報告書P8 にある町民、職員アンケートで接遇に対し両者の間に大きな Gap が	自治基本条例は、町民の皆さんが自治を担い関わっていくことで、暮らし			
	あるが、何故そのような Gap があるのか、又どのように改善し町長の意識に近づ	やすいまちを創るための仕組みであり、町民や議会、行政についてそれぞれ			
	けるようになるのかの分析他が不足している。そこが充足されないと本条例の制定	の役割や責務、情報の共有、町政への参加や協働のまちづくり全般に関する			
	の精神が充足されない。この役場職員の精神体質が、ガラガラで空気を運び、税金	内容を規定したものであり「まちの憲法」と言われています。			
	をたれ流している「元気号」を町民の意向を無視し運行させたり、民間病院が近く	今回の検証作業では「まちの憲法」である本条例の内容を見直すべき社会			
	にあり、通院、入院患者が激減している町立病院を強行に建設しようとしている暴	情勢の変化は無いとしていますが、ご指摘のありました、町民、職員アンケ			
1	挙となっている。	ートにおける意識の乖離をはじめ、今回の検証により多くの項目で、今後も			
		改善に向け努力を積み重ねる必要があるとの結論に至りました。			
		役場職員の役割として特に注視すべき点として、条例第 24 条(職員の責			
		務)「町民との信頼関係」「町民が求め望むことに的確に対応」等の規定があ			
		ります。今回の検証作業では、本規定の存在意義を今一度、職員間において			
		考える機会とすることで、職員意識の向上に取り組みました。			
		また、今後も本条例の規定を風化させないために、日々の意識化を図りな			
		がら、検証作業等により考える機会の創出を継続していく考えです。			
2	報告書P2-3 検証の観点O4「条例の内容に沿った取り組みが実施されている	条例第4条(情報共有)には「情報共有によるまちづくりの推進」、条例			
	か」について自治基本条例第4条、5条、6条、13条他で町役場は町民と情報	第6条(説明責任)には「町政に関して町民に積極的に分かりやすく説			
	を共有し、記録と共有し、誠実に説明責任を果す他の記載があるが町民から「バ	明」と規定されており、今回の検証作業においては「役場から必要な情報			
	イオ事業」「第三商港区」他に関し、政策決定プロセス※決裁りんぎ等の開示説明	が得られているか」また、「その情報はどのように得ているか」について調			

		-
	を求めたが、白老町役場はりんぎは作成していないとか災害等ではないので後日	査を実施し、その調査結果から、さらなる情報発信の推進が必要であり、
	作成する必要はない他根拠を示さず、町民の要望を拒絶。このような強まんな対	現状の広報誌や町ホームページをより見やすく解りやすくすることなど、
	応をとりながら誠実な説明責任を果たしているとはどういう解釈で言えるのか?	白老町にあった情報発信の展開が必要との結論に至りました。
		見やすく解りすくということを推進しつつ、引き続き町が保有する情報
		については、白老町情報公開条例に基づく適正な開示を行うことにより、
		町政の透明性の確保と、町の説明責任を果たし、公正で開かれた町政を推
		進する考えです。
	1 標記報告の結論は、「見直しの必要性はない」というものですが、この件に	条例は日本国憲法及び地方自治法に規定されているとおり「法律の範囲
	ついて反対意見を述べます。	内」、「法令に違反しない限り」制定することができることとされており、本
	(1)現在全国の地方公共団体は、憲法第92条を最上位の法令とし、下位法令	町の自治基本条例についても当然に、法律の範囲内で制定しております。
	の地方自治法に基づいて、地方行政が適正に執行されています。	
	(2)地方自治法第10条には、以下の条文があります。	自治基本条例は「町民参加」による「協働のまちづくり」を将来にわたっ
	第2章住民	て継続していくことを目的としてその仕組みや役割などの制度を、町職員だ
	1. 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道	けでなく、多くの町民とともに、ルール化したものであります。
	府県の住民とする。	
	2. 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務	
3	の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。	
	この第2項にあるように、住民は役務の提供を等しく受ける権利を有していま	
	ਰ _。	
	自治基本条例がなくても、皆等しく投票し、納税し、役務の提供を受けていま	
	す。	
	この地方自治法の条項と自治基本条例は、矛盾しないのでしょうか。条例全体	
	を総合すると、町民の主役の町づくりをするということが主眼になっているよう	
	ですが、それまでは今までは誰が主役だったのか、また誰がまちづくりをしてい	
	たのか、私たちが選んだ町長や議会との整合性はどうなるのかといった疑問がわ	
	いてきます。	
4	2 以下の白老町自治基本条例についていくつか検討してみます。	「私たち」については、町民、議会、行政等、広義的な意味であり、定
4	(1)第1章総則の第2条定義の中で、「町民」、「執行機関」、「町」、「町民活	義で示している言葉は、その意味を明らかにすることで、より分かりやす
	•	

動」という用語の定義が書かれ、これ以下の条文には「町民は」、「執行機関は」、「町は」、「町民活動団体は」「職員は」という主語で条文が記述されていますが、第3条の第1項、第2項と第4条に、「私たちは」という主語で始まる条文が出てきます。条文をさかのぼれば、第1章総則の前の「附則」にも出てきます。

「私たちは」とは、いったい誰を指すのか、これの定義が記述されていないことに不備を覚えます。

(2)第11条の「町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。」

第12条の第1項「町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます。」

同第2項「町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を 積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます。」

以上3項目の条文末の「努めます」について、弁護士法人浅野総合法律事務所 代表弁護士浅野英之氏の解釈を見ると、この文言は「努力義務規定違反のリスク が全くないということではない。義務違反によって被害を受けた第三者から損害 賠償請求を受けたり、監督官庁から行政指導を受けたりする可能性があります。」 と言っています。

また、総務省の「条例案での語尾の使い方」によれば、「努めます」は「そのように努力していくことを原則や方針とする場合は努力義務であって、『努めるものとします』という文末表現に準ずる」という解釈になるようです。

私たち「町民」は、本来は全体の奉仕者としての町職員(憲法第15条2項、 地方公務員法第29条)から、その恩恵を受ける立場であります。

さて、そうなってくるとわれわれ町民は、自治基本条例がなくても地域の住民として最低限の義務を果たしているなら何ら不利になることがないのに、自治基本条例があることによって、「努めます」というある種の「しばり」の制限がされ、無用な労苦を背負わされることになっていませんか。

い条文となるよう表現したものであります。

「努めます」の記載については、町民、議会、行政3者からなる白老町 自治基本条例検証委員会による「白老町自治基本条例の見直しに関する提 言書(平成24年1月20日付)」に以下のような提言がありました。

第11条(町政活動への参加)

(現行条例) 町政活動の多様な機会へ参加することができます。

(改正案) 町政活動の多様な機会へ<u>参加するよう努めます。</u>

「現行条例においては、「町民は、町政活動の多様な機会へ参加することができます。」として「町政に参加する権利」を規定していますが、「町政に参加する権利」は、第13条において町民の権利として規定されていることから、第9条・第10条で町民参加に対する町(議会・行政)の役割や責務を規定しているのを受けて、「町政活動の多様な機会へ参加するよう努めます。」と町民参加に対する町民の役割としての規定に改正することにより、これまでよりも一歩踏み込んだ表現とし、町民参加を重んじる姿勢を表現します。」

本提言を受けた町は当時の部長職からなる白老町自治基本条例検証会議により、この提言による条文の改正を行うことが適当であると判断したことから、条例の改正議案を上程・可決され、平成24年6月28日より施行されました。

「努めます」という言葉には、町民参加を重んじる姿勢を表現する必要 があるとの提言から改正が行われた経緯があります。

また、5年後の「白老町自治基本条例の見直しに関する提言書(平成29年3月29日付)には、以下のような提言がありました。

「町民が主体となったまちづくりの可能性をさらに拡げるため、下記のとおり条文の改正について提言します。…③条文中の「~するように努めます。」という表現の努力規定と、「~します。」という表現の義務規定について、今一度条文の主旨とその表現の検討を行うこと。」これを受け、白老町自治基本条例検証会議において、表現の検討を実施した結果、第9条で

は「…の推進に努めます。」を「…を推進します。」に改正しました(他、第20条、第31条、第32条においても同様の改正)。これは、「~に努めます」という努力義務的な表現から「~します」という実践・義務的な表現への改正を行ったものであり、その改正は行政及び議会に係る条文に限り行われました。

以上のように、これまでの検証においては、町民においては、「することができる」から「努めます」という表現への改正と、行政及び議会においては、「推進に努めます」を「推進します」という表現への改正を行ったところです。

これまでの検証においては語句の表現などについても見直してきたところですが、今回の検証の観点のひとつ「簡易な語句訂正など「まちの憲法」とも言われる本条例に対する安易な見直しではないか」という視点から、大きな社会情勢の変化があり条文の改正がある場合に併せて実施するという考えにより、今回は語句の表現などの見直しは行わないこととしました。

ご意見のありました表現の訂正はこれまでの町民の代表に参加頂いた検 証委員会との考えとは、別視点での考え方であり、今後の参考とさせて頂 きます。

白老町は高齢化の進度が特段に早く、昨年4月1日の統計で65歳以上の人口は46.05%だそうです。

例えば、町広報紙の文字のポイントを大きくする配慮をするまでもなく、高齢 化が進んだ町民の暮らし以上の負担を負わせるような条例に、いったいどんな利 点があるというのでしょう。

(3) この第12条第2項の条文後半の「発言や行動に責任を持つよう努めます」とありますが、町民にはこういう行動制限を押し付けておいて、「町」や「町長」や「議会」や「執行機関」や「職員」にはこの文言はありませんが、それでいいのでしょうか。これに代わる記述があるとしても、同列に表記しなければ自治基本条例の趣旨に反しないのでしょうか。

「努めます」より一歩踏み込んだ表現として、「…します」という表現により、行政については町民より能動的な表現としています。同列の表記にしなければならないというご意見については、「町民が実践・義務的な表記に変更すべき」もしくは、「行政等が実践・義務的な表記から努力義務的な表記へ戻す(又は変更)すべき」ということになることから、ご意見と反する結果となるかと思います。

しかし、町民も議会も行政も同列に表記しなければ自治基本条例の趣旨に 反するというご意見については、今後の参考とさせて頂きます。

5

		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	また、同条文前半の「自らの能力や技能を積極的に発揮するとともに」などと	自治基本条例はまちづくりの基本的なルールを定めた条例であることか
	言うのは、総ての町民にDIYでもやれというのでしょうか。	ら、この条例により、道路ができたり、学校ができたり、町民にDIYをさ
	第12条第1項の条文「町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、	せたりということはありません。自治基本条例においては、たとえば町の重
	住みよい地域づくりに努めます。」において、まちづくりの主体は「町民」として	要な計画を策定しようとするときに、あらかじめ町民の皆さんに情報を提供
	いますが、新潟大学大学院実務法学研究科馬場 健氏によれば、まちづくりの主体	したり、それに対する意見聴取の機会を設けたりといったことをルール化す
	は行政、議会、そして住民の協働によると述べており、これが地方自治法の根幹	るものであり、このことにより協働のまちづくりの一層の促進や住民自治の
6	であり、この条文は軽率に過ぎると思います。(第12条第3項の「(前略)、町と	充実、町民意見を反映したより良いまちづくりの推進等を期待するもので
	の連携協力によりまちづくりを推進するよう云々」は適正だと思いますが。)	ਭ .
	またこの条文中、「自ら考え、行動し」という表記や、第3項の「町民は、お互	条文の内容・表現はできるだけシンプルにわかりやすくという視点により
	いを尊重し、協力し、支え合うとともに」などは、中学生が担任の先生に説教さ	策定当時に組織された町民検討部会(公募委員2名を含む12名)等により
	れているが如き文言であり、驚きを禁じえません。ここまでしてこの条例によっ	整理させていただいておりますのでご理解願います。
	て町民を縛らなければまちづくりはできないのでしょうか。	
	(4)他の条文に目を移していくと	本条では、議会の権限を規定しており、ご指摘のとおり、議会の権限等
	①第16条議会の権限は第1項から第3項まで、地方自治法の丸写しじゃないで	については、地方自治法に規定されております。ここでは、そのうちの代
	しょうか(地方自治法第96条)。この一件からしても、自治基本条例は不要だと	表的な権限等である条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を例に上
	いえます。	げて、地方自治法の定めるところにより議決することを規定しています。
		さらに議会は、町民の意思が町政に反映されているのかどうか、適正に
		町政運営が行われているのかどうかを絶えず監視し、チェックし、けん制
		する機能を果たさなければならないことを規定し、執行機関の活動が適正
7		かつ公平に行われているかなどをチェックする権限を示しています。
		議会の権限として規定されているものとして、地方自治法第96条から
		第100条までの権限があり、そのほとんどは同法第96条第1項におけ
		る15項目の議決事件ですが、同条第2項では条例により議決すべきもの
		を定めることができるとしています。
		地方自治法が示す議会の権限のうち、本条では、まちづくりの推進のた
		めの基本的な権限を3つに整理しています。
	②第33条第2項「町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう	第33条1項「町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、
8	防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めま	町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に
		·

す。」によれば、緊急災害などに遭遇した際は、自分たちで助け合うことが努力事項になっていますので、この条文を役場職員が憲法のごとく戴くと、例えば昨年7月17日(土曜日)午前9時に白老町の住民は、町内会で定めた避難場所に避難する訓練を一斉に行いなさい、われわれ役場職員は白老小学校で独自の訓練をします、というべき避難訓練計画が出来上がるのでしょう。

私ども若草町内会は、10月に独自に避難訓練の計画を持っていたこともあり、役場の計画に参加しませんでしたが、この「白老町防災訓練」の計画はひどすぎました。その後担当部署を中心に十分な反省がなされたのでしょうか。

この一件は、担当部署の職員ばかりでなく、多くの白老町役場職員が自治基本 条例を安易に遵守したことから起きたのではないかと思っています。さらにこの 事例にこだわれば、白老町役場は自治基本条例に基づいて、町民の人命にかかわ る災害発生時を想定した避難訓練を、町民に丸投げしたことになりませんか。

大地震、津波等大災害発生時に町民が避難する計画については、その後いろいるな状況が変わっており、『白者町防災マップ』の改正が喫緊の課題だと思いますが、この自治基本条例第33条に従えば、避難先などは町民の判断任せということでいいのでしょうか。

努めます。」とあるとおり、町は、自然現象による防災体制の他に人為的原因による事件、事故などの不測の緊急事態に対する組織的な対応体制の確立を目指すことを規定しております。また、自治基本条例第27条を根拠に策定したまちの最上位計画である第6次白老町総合計画の基本施策(防災・減災)においては、「災害に強い都市基盤の整備促進と、地域住民の自助・共助の精神の醸成による地域防災力の向上に努め、災害に強いまちを実現」をまちのめざす姿としています。条例第33条は町の組織的な対応体制の確立と町民の地域連携協力により、災害の際に最善の体制による対応が図られる安全なまちづくりを目指すものです。

S

3 平成30年度で、全国1,718市町村中「自治基本条例」を制定しているのは、地方自治研究機構の調査によると2022年4月1日時点で402団体(道府県が3、市区が257、町村が142)で、全体の24%弱だそうです。約76%の団体が制定していないために、住民が何か困窮していることがあるとは聞いたことがありません。

本条例はまちづくりの基本的なルールを定めたものであり、目に見えて 何かが変わるというものではありませんが、条例に基づき、まちづくりの 具体的なルールが整備されています。本条例の制定がされていないこと で、住民が何か困窮するということはありませんが、このようなご意見を 頂く機会を得ることができたことは、本条例の制定による効用と考えま す。

10

4 「検証結果報告書」の「おわりに」に、「自治基本条例は、まちづくりの責務や役割、また、情報共有や町政参加など、まちづくり全般に関するルールを規定する『まちの憲法』です。」とあり、これにもびっくりしました。「憲法」という表現には強い違和感があり、地方公共団体が制定した条例に軽々に使うべきではないと思います。

私たち町民は、白老町役場職員が地方自治法の法令を遵守して粛々と町民のた

各地でこの自治基本条例が策定された背景には、平成12年度の地方分権一括法の施行により、「国等と地方の関係は対等」とされ、このことから「地域のことは地域で決める」ことの重要性が、これまでにも増して高まったことが挙げられます。白老町の場合はご意見のとおり、それ以前より様々な場面において町民参加による協働のまちづくりが推進されておりました。これらの取り組みを将来にわたって継続していくことを目的に本条

めに仕事をしてくれればいいのです。

この文は、次のように続きます。「白老町では、平成2年度からCI(コミュニティアイデンティティ)の導入以降「100人会議」や「元気まち研修会」など、様々な場面において町民参加を推進してきました。」

しかし、「白老町自治基本条例」が制定されたのは平成18年度で、「CI運動」や「元気まち100人会議」などが盛んに開催されたのはそれよりずっと前のことで、それが「自治基本条例」によるかの如き説明は論理の悪用ではありませんか。

町民の平均年齢が若く経済的にも活気に満ちていたころには、「自治基本条例」 などというものがなくても、多くの町民は前向きに活動していたということでしょう。

5 自治基本条例がなければ自治体は機能しないのか、ということについて地方自治法から一部を引用してみます。

第2章 住民

第10条

- 1 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。
- 2 住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

第11条

11

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

第12条

- 1 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃を請求する権利を有する。
 - 2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところによ

例を制定したことをご理解願います。

また、「まちの憲法」という記載ですが、条例第35条のとおり、自治基本条例はまちの最高規範であることから、より身近にわかりやすくこのことを表現するために「まちの憲法」という説明をおこなっております。

先のご意見にありましたとおり、全ての自治体が自治基本条例を定めている訳では無く、本条例が無いことで町民が不利になったり、何か困窮するということはありませんが、先に記載したとおり、条例に基づきまちづくりの具体的なルールが整備されていることから、本条例が制定されたことによる町民等への効用があると考えます。

り、その属する普通地方公共団体の事務の監査を請求する権利を有する。 第13条

- 1 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。
- 2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは助役、出納長若しくは収入役、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。
- 3 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

以上を概観するだけで私たち町民は、その居住する地において、居住の権利や 地方公共団体の職能を有する組織や役職に対して解散、解職の権限など十分な権 利を有していることがわかります。自治基本条例がなくても、地方自治法によっ て町民は何一つ不利になることはありません。

この自治基本条例の制定がトレンドや流行で制定する地方公共団体が増えていた2013年8月4日、当時自民党の石破茂政調会長は記者会見で以下の発言をしています。

「昨今、多くの自治体において自治基本条例が制定されていますが、これに関して憲法の最高法規制に抵触するのではないかということを始め、多くの論点がございます。各地方議会には多くのわが党所属議員がおりますので、自治基本条例の論点を整理し、問題点を共有したいということでございます。整理された論点については了といたしまして、今後さらにプロジェクトチームにおいてわかりやすく整理することも含め議論を続けることといたしました。自治体においてはこのような基本条例が最高法規であるというような書き方をするならば、憲法の最高法規に抵触するでありましょう。さらに、そこに住民主権、地域主権なる言葉が使われるようなことがあれば、当然の法理として、主権とは国民主権と国家主権しか存在しないということは自明の理であると思っています。だからこそわが党は地域主権や住民主権なる言葉は使ってはならないとかねがね言っているわ

参考とさせて頂きます。

12

	けです。仮に基本条例において、主権という言葉が使われるようなことがあれ	
	ば、憲法の趣旨からしてもそれは排斥されるべきものであると考えます。」(『ちょ	
	っと待て自治基本条例』から)	
	6 白老町が「自治基本条例」を制定したことにより、町民の町づくりへの参	ご意見のとおり、役場内での認識にズレが生じていることなどは、町民の
	加がもっと気軽にできるという役場職員の思い込みは間違いで、町民が「気軽	皆様からご意見を伺うことで改善していく必要があると考えます。今後も引
	に」参加できるよりも、「義務」感と「責任」感を持たせられる傾向が強いように	き続き、自治基本条例によりルール化されたまちづくりのルールによる情報
	思います。	共有等を継続し、今回のようなご意見を頂ける環境づくりに努めていきたい
	先に触れた令和3年度の「白老町防災訓練」計画のごとく、一方的に計画を作	と考えます。
	っておいて実施は各町内会や団体が勝手にやりなさい、私たち役場職員は別なと	
	ころで独自に訓練しているのでという、あれにつながっていくと思うのです。	
13	また、この自治基本条例により町民が「気軽に」町政に参加できるという趣旨	
	を役場当局がくみ取ったからなのか数年前までの一時期、4月の町連合の総会と	
	抱き合わせで、「町内会長会議」が役場主催でもたれ、町内会長向けに白老町がそ	
	の年度の施政方針や予算ほか具体策などの説明をしていました、このレジュメの	
	題名が「議案書」と書かれてあり、内容も「議案第1号、第2号」とされていた	
	ので、私はこれはまずいと思い当時白老町の総務課長だった岩城辰巳さんに連絡	
	して動いてもらったことがあります。それまでは、役場内では誰一人これを問題	
	と捉えておらず、そういうたるんだ状況にも大変驚きました。	
	7 条文の文言の一部に、日本語の標記として正しくないと思う箇所がありま	今回の検証の観点のひとつ「簡易な語句訂正など「まちの憲法」とも言わ
	すので、指摘しておきます。	れる本条例に対する安易な見直しではないか」という視点から、大きな社会
	①「第11条 町民は、前条の規定に基づき、町政活動の多様な機会へ参加す	情勢の変化があり条文の改正がある場合に併せて実施するという考えによ
	るよう努めます。」の下線の助詞「へ」を「に」に。(日本語の乱れが進んでお	り、今回は訂正しないこととしました。
14	り、「自転車に乗る」が「自転車を乗る」や「自転車へ乗る」という事例もありま	ご指摘のありました表現の訂正については、次回検証以降の参考とさせて
	す。)	頂きます。
	②「第12条第2項 町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能	
	力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めま	
	す。」の下線「にそ」の「に」「そ」の間に読点を入れる。	

私は、白老町に必要がないと思うこの自治基本条例は廃止すべきと考えますが、 そのことで職員の皆さんの業務が煩雑になり他の大切な業務推進の妨げになるの でしたら、そのままそっとしておいてもかまわないと思っています。

ただ、5年後にはまたこの条例を内部で検討し、パブリックコメント募集など無 駄な業務に着手しなければならないのだろうと思いますので、その時の担当職員に 無用な負担がかかることは避けた方がいいのではないかとも思っています。

この条例制定にかかわった当時の職員は、退職や配置換えなどで今はこの任にあたっている人はいないでしょうし、議員の皆さんも同様ではないでしょうか。当時の議員さんがどなたかおられて、でも、ひょっとしたらもう忘れているかもしれませんが。

参考資料『日本乗っ取りはまず地方から!恐るべき自治基本条例!』『ちょっと 待て自治基本条例!!』(いずれも村田春樹著)その他

自治基本条例について、多数のご意見を頂きありがとうございました。 今回の検証作業では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、過去2回 行いました町民・議会・行政の3者の委員会等の設置による検証では無 く、町民意識調査などを活用し、より多くの意見を聴取する方法により実 施したこともあり、検証作業量は増加しましたが、多数のご意見を頂くこ とができました。

自治基本条例は、現時点における現状と展望に立ち、必要な自治制度を まとめたものであって、時代の変化や新しい技術・手法などが予想される ことから、条例第36条により検証していく必要性を認めているところで す。

5年に一度の検証作業については、改正の有無だけで無く、自治基本条例や協働のまちづくりについて改めて考える貴重な機会であると捉えております。

引き続き「しあわせ感じるまち」の実現に向け、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

15